

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月2日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社OICグループ
【報告者の住所又は所在地】	神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目9番地
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目9番地
【電話番号】	044-556-0298
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 牧野 佑騎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社OICグループ (神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目9番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社OICグループをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社スーパーバリューをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続き及び情報開示基準を遵守して実施されるものです。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

株式会社スーパーバリュー

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

- ア 普通株式
- イ 新株予約権

2005年7月25日開催の対象者の株主総会決議及び2005年7月25日開催の対象者の取締役会決議に基づき発行された第1回新株予約権(以下「第1回新株予約権」といいます。)(行使期間は2007年6月1日から2027年5月31日まで)

2006年5月1日開催の対象者の株主総会決議及び2006年5月1日開催の対象者の取締役会決議に基づき発行された第3回新株予約権(以下「第3回新株予約権」といい、第1回新株予約権及び第3回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)(行使期間は2008年6月1日から2028年5月31日まで)

(3)【公開買付期間】

2025年10月16日(木曜日)から2025年12月1日(月曜日)まで(31営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、本公開買付けに応募された株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2025年12月2日に、株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に対して公表しました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	3,539,183(株)	3,539,183(株)
新株予約権証券	264,600	264,600
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券()		
株券等預託証券()		
合計	3,803,783	3,803,783
(潜在株券等の数の合計)	(264,600)	(264,600)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	122,440
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	2,646
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年8月31日現在)(個)(g)	126,692
買付け等後における株券等所有割合 ($(a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100$)(%)	94.64

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者及び対象者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年8月31日現在)(個)(g)」は、対象者半期報告書に記載された2025年8月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式(但し、自己株式を除きます。)及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、()対象者半期報告書に記載された2025年8月31日現在の対象者の発行済株式総数(12,673,750株)に、()同日現在残存し行使可能な本新株予約権(882個)の目的となる対象者株式数(264,600株)を加えた数から、()対象者半期報告書に記載された対象者が所有する同日現在の自己株式数(783株)を控除した株式数(12,937,567株)に係る議決権数(129,375個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。

以上